

**盛土規制法（88条証明）
のチェックリスト
(令和8年1月改定版)**

○：必要（場合によっては必要を含む） ー：不要
※協議確認書の対象は、建築確認申請（計画通知を含む）を伴う次のいずれかに該当する工事とする。
ア) 盛土規制法第2条第1号に規定する公共施設用地で行う工事
イ) 盛土規制法政令第5条第1項各号及び省令第8条第1号から第8号までに規定する宅地造成等
に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
ウ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の新築、増築、改築又は移転で造成（盛土・
切土）が許可を要する規模の8割を超える工事
エ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の用途変更、大規模修繕又は大規模模様替え
で造成（盛土・切土）が許可を要する規模の8割を超える工事

図書名	証明書	協議確認書	摘要	チェック	
				○	□
全 体（共通事項）	○	○	・図書はファイル等に閉じること。 ・分かりやすくするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。	□	□
1 適合工事証明申請書 (様式盛50)	○	ー	・日付は、受付時に記入すること。 ・あて先を「大津市長『市長名』」と記入すること。 ・証明書発行時、証明手数料を市発行の納付書（納入通知書）で納付すること。 ・提出部数は、正副各一部とする。 ・土地の所在地及び地番については、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか〇筆（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・建築物等の用途は「主要用途名（棟ごとの用途名）の新築、改築又は増築」を記入し、構造は「木造又は鉄骨造 平屋建又は2階建」などを記入すること。建築物等が複数棟ある場合は、棟ごとに構造を記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物等の構造を記入の上、合わせて「ほか〇棟（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・建築物等の計画規模は、建築物等が複数棟ある場合は、棟ごとに面積及び高さを記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物の各項目を記入の上、合わせて「ほか〇棟（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・代理人欄については、住所も記載のこと。また、復代理人がいる場合は復代理人も記載すること。	□	□
2 協議確認申請書 (様式盛60)	ー	○	・日付は、受付時に記入すること。 ・あて先を「大津市長『市長名』」と記入すること。 ・提出部数は、正副各一部とする。 ・土地の所在は、複数の地番にまたがる場合は「『代表地番』ほか〇筆」と記入すること。 ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・計画建築物の用途及び規模等について、建築物等が複数棟ある場合は、棟ごとに用途名、構造、面積を記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物の各項目を記入の上、合わせて「ほか〇棟（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・協議代理人は委任状と整合させること。 ・署名欄は建築主又は代理人の自署によること。	□	□
3 位置図 縮尺：1/2500程度	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・区域界を緑線で明確に（実線で太く）表示すること。 ・申請区域を黄色で着色すること。 【証明書】 ・方位、縮尺を表示すること。 ・作成者氏名、作成年月日を記載すること。	□	□
4 委任状	○	○	・該当手続きを委任する場合に添付すること。 ・代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項（委任内容・申請地の地名地番）、申請者の住所・氏名を記入し、朱印のものを添付すること。 ・委任内容は一般的に次のように記載すること。 「建築物等が宅地造成及び特定盛土等規制法に適合している旨の証明書（又は協議確認書）の交付申請手続き及びその訂正、受領に関する一切の権限」	□	□

**盛土規制法（88条証明）
のチェックリスト
(令和8年1月改定版)**

○：必要（場合によっては必要を含む） ー：不要
※協議確認書の対象は、建築確認申請（計画通知を含む）を伴う次のいずれかに該当する工事とする。
ア) 盛土規制法第2条第1号に規定する公共施設用地で行う工事
イ) 盛土規制法政令第5条第1項各号及び省令第8条第1号から第8号までに規定する宅地造成等
に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
ウ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の新築、増築、改築又は移転で造成（盛土・
切土）が許可を要する規模の8割を超える工事
エ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の用途変更、大規模修繕又は大規模模様替え
で造成（盛土・切土）が許可を要する規模の8割を超える工事

図書名	証明書	協議確認書	摘要	チ エ ッ ク
5 公図	○	○	<p>【協議確認書・証明書に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請区域は緑線で囲い、黄色で着色すること。 法務局発行印のある原本（最新情報のもので申請日前3ヵ月以内のもの）を添付すること。ただし、協議確認書は登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。 <p>【証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。 里道（道）は赤色、水路（水）は青色で着色すること。 申請区域が複数の公図にまたがる場合は公図を合成し、方位、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること。また、隣り合う公図の接合位置がわかるように接合点を結ぶ補助線（繋ぎ合わせ線）を表示すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6 全部事項証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 全ての土地の全部事項証明書を添付すること。 法務局発行印のある原本（最新情報のもので申請日前3ヵ月以内のもの）を添付すること。ただし、協議確認書は登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7 現況写真	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 区域を緑線で表示すること。 区域全景、区域界全周及び建築物等の建築予定位置が分かる写真を添付すること。 撮影方向位置図（現況平面図をベースに作成）を添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 盛土規制法の許可を要しない工事であることを示す書類	ー	○	<ul style="list-style-type: none"> 協議確認書の対象工事のうち、ア) 又はイ) の工事に該当する場合に添付すること。 該当する根拠法令等の条文を示すこと。 計画建築物が法令等に示される施設等に該当することを示すこと（又は事後に該当する建築物となることの確実性が高いことを示すこと）。 その他必要な書類を添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9 大津市チェックシート（判定シート）	ー	○	<ul style="list-style-type: none"> 協議確認書の対象工事のうち、ウ) 又はエ) の工事に該当する場合に添付すること。 判定結果及び確認日、確認者（建築主、調査者）が明記されたシートを添付すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10 その他	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 本建築計画において見え高さが1mを超える既存擁壁に影響を及ぼす造成行為を行う場合は、当該既存擁壁の写真及び安全性を示す書類を添付すること。 その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

**盛土規制法（88条証明）
のチェックリスト
(令和8年1月改定版)**

○：必要（場合によっては必要を含む） ー：不要
※協議確認書の対象は、建築確認申請（計画通知を含む）を伴う次のいずれかに該当する工事とする。
ア) 盛土規制法第2条第1号に規定する公共施設用地で行う工事
イ) 盛土規制法政令第5条第1項各号及び省令第8条第1号から第8号までに規定する宅地造成等
に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
ウ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の新築、増築、改築又は移転で造成（盛土・
切土）が許可を要する規模の8割を超える工事
エ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の用途変更、大規模修繕又は大規模模様替え
で造成（盛土・切土）が許可を要する規模の8割を超える工事

図書名	証明書	協議確認書	摘要	チェック
図面全体（共通事項）	○	○	<p>【協議確認書・証明書に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面は、図面袋に入れること。（A3版の場合は、直接ファイルに綴じることも可） ・図面名、図番を書いた一覧表を図面袋に貼り付けること。 ・申請区域を緑線で明確に（実線で太く）表示すること。 ・方位、縮尺を表示すること。 ・図面名、図番（通し番号）、作成日、作成者等を記入すること。 <p>【証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名等を表示すること。 ・申請区域境界については、次のとおり区分して記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ◆里道（法定外道路）との境界は「里道境界線」 ◆水路、河川との境界は「水路又は河川境界線」 ◆他人地との境界は「隣地境界線」 ◆申請地と同じ土地所有者との境界は「敷地境界線」 ・できるだけTP表示で作図すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
1 現況平面図【地形図】 縮尺：1/250程度	○	○	<p>【協議確認書・証明書に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内及び隣接地の現況高さ（GH）を計画平面図、計画断面図の計画高さ（FH）と比較できるように表示すること。 <p>【証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。 ・隣接地は、地番、所有者を表示すること。 ・申請地の区域が一筆の一部区域である場合は区域内外を結ぶメガネ表示すること。 ・公図に合わせて、里道（道）は赤色、水路（水）は青色で着色すること。 ・既存建築物が現存する場合は、既存建築物各棟の用途名、構造階数、建築面積、延床面積を記載し、除却するものは除却予定と明記すること。 ・既存建築物はその範囲を灰色で着色すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 土地利用計画平面図 縮尺：1/250程度	○	ー	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内は現況線を消去すること。 ・断面線を表示すること。 ・計画建築物の位置を表示し、その範囲を黄色で着色し、存置する既存建築物がある場合は、その範囲を灰色で着色すること。 ・計画高（FH）を現況高（GH）と対比し表示すること。 ・造成が無い場合は、「造成なし」と記入すること。（造成行為を伴う場合は、造成計画平面図を添付して計画内容を明記すること。） ・宅地の排水方向（→）で記入すること。 ・計画建築物の概要（用途、構造階数、建築面積、延床面積等）を表示すること。 ・存置する既存建築物の概要（用途、構造階数、建築面積、延床面積など）を表示すること。 ・除却予定の既存建築物は図面から削除すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

盛土規制法（88条証明） のチェックリスト (令和8年1月改定版)

○：必要（場合によっては必要を含む） -：不要

※協議確認書の対象は、建築確認申請（計画通知を含む）を伴う次のいずれかに該当する工事とする。

- ア) 盛土規制法第2条第1号に規定する公共施設用地で行う工事
- イ) 盛土規制法政令第5条第1項各号及び省令第8条第1号から第8号までに規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
- ウ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の新築、増築、改築又は移転で造成（盛土・切土）が許可を要する規模の8割を超える工事
- エ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の用途変更、大規模修繕又は大規模模様替えで造成（盛土・切土）が許可を要する規模の8割を超える工事